

みどりの食料システム戦略

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

令和3年5月

農林水産省

みどりの食料システム戦略（概要）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

Measures for achievement of Decarbonization and Resilience with Innovation (MeaDRI)

令和3年5月
農林水産省

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画

「Farm to Fork戦略」(20.5)

2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)

2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

戦略的な取組方向

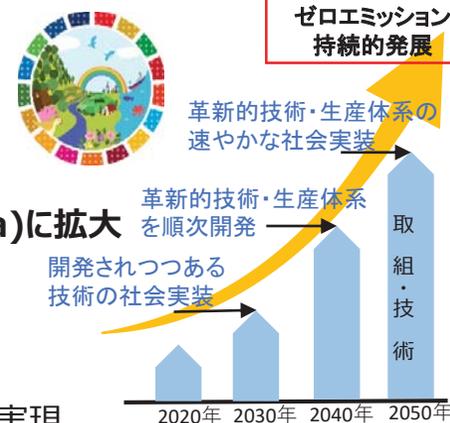
2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）

2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。

2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。

※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。



期待される効果

経済 持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

社会 国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

環境 将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承

- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメイキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

4 具体的な取組（詳細）

（1）資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進

- ① 持続可能な資材やエネルギーの調達
- ② 地域・未利用資源の一層の活用に向けた取組
- ③ 資源のリユース・リサイクルに向けた体制構築・技術開発

（2）イノベーション等による持続的生産体制の構築

- ① 高い生産性と両立する持続的生産体系への転換
- ② 機械の電化・水素化等、資材のグリーン化
- ③ 地球にやさしいスーパー品種等の開発・普及
- ④ 農地・森林・海洋への炭素の長期・大量貯蔵
- ⑤ 労働安全性・労働生産性の向上と生産者のすそ野の拡大
- ⑥ 「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」に沿った水産資源の適切な管理

（3）ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立

- ① 持続可能な輸入食料・輸入原材料への切替えや環境活動の促進
- ② データ・A I の活用等による加工・流通の合理化・適正化
- ③ 長期保存、長期輸送に対応した包装資材の開発
- ④ 脱炭素化、健康・環境に配慮した食品産業の競争力強化

（4）環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進

- ① 食品ロスの削減など持続可能な消費の拡大
- ② 消費者と生産者の交流を通じた相互理解の促進
- ③ 栄養バランスに優れた日本型食生活の総合的推進
- ④ 建築物の木造化、暮らしの木質化の推進
- ⑤ 持続可能な水産物の消費拡大

（5）食料システムを支える持続可能な農山漁村の創造

- ① 基盤整備の推進
- ② 農山漁村発イノベーションの推進
- ③ 多様な機能を有する都市農業の推進
- ④ 多様な農地利用の推進
- ⑤ 食料生産・生活基盤を支える森林の整備・保全
- ⑥ 藻場・干潟の保全・創造と水産業・漁村の多面的機能の発揮

（6）サプライチェーン全体を貫く基盤技術の確立と連携

- ① 人・知・資金が好循環する産学官の連携
- ② イノベーション推進のための基盤整備と活用
- ③ 人材育成
- ④ 未来技術への投資拡大
- ⑤ グローバルな研究体制の構築
- ⑥ 知的財産の戦略的活用
- ⑦ 品種開発力の強化
- ⑧ スマートフードチェーンの構築
- ⑨ 国立研究開発法人の強化

（7）カーボンニュートラルに向けた森林・木材のフル活用によるCO2吸収と固定の最大化

- ① 林業イノベーション等による森林吸収の向上
- ② 木材利用拡大による炭素貯蔵・CO2排出削減効果の最大化

1 各目標の達成に向けた技術の取組

- 「みどりの食料システム戦略」の達成
- ゼロエミッションの達成
- 化学農薬の使用量低減
- 化学肥料の使用量低減
- 有機農業の取組面積拡大

成長への技術革新

ゼロエミッション、 持続的発展

24

取組・技術

- 水田の水管理によるメタン削減
- 間伐等の適切な森林管理
- ドローンによるピンポイント農薬散布

取組・技術

- 低メタンイネ品種の開発
- バイオ炭による炭素貯留の拡大
- 家畜排せつ物由来のN₂Oを削減する飼料の開発
- 早生樹やエリートツリーの利活用
- 海藻類によるCO₂固定化(ブルーカーボン)

取組・技術

- 機能食・完全食による健康維持・増進
- 脱プラ生産資材の活用
- CO₂吸収能の高いスーパー植物の普及
- 地産地消型エネルギー・マネジメントシステムの実用化
- 高層木造建築物の拡大
- 農林業機械・漁船の電化、水素化等

取組・技術

- 環境にやさしい消費
 - おいしく、健康にいい食の科学的解明
 - 消費者嗜好のAI解析等によるセルフケア食技術の活用
- ムリ・ムダのない加工・流通
 - 特殊冷凍・包装技術による食品ロス削減
 - データ・AIの活用による流通の合理化
- 温室効果ガスの削減
 - 改質リグニン等の量産、低コスト化などバイオマス高度活用
 - メタン抑制ウシの活用
- 農薬・肥料の散布量低減
 - 土壌微生物機能の完全解明とフル活用
 - 幅広い種類の害虫に有効な生物農薬の普及

2020年

2030年

2040年

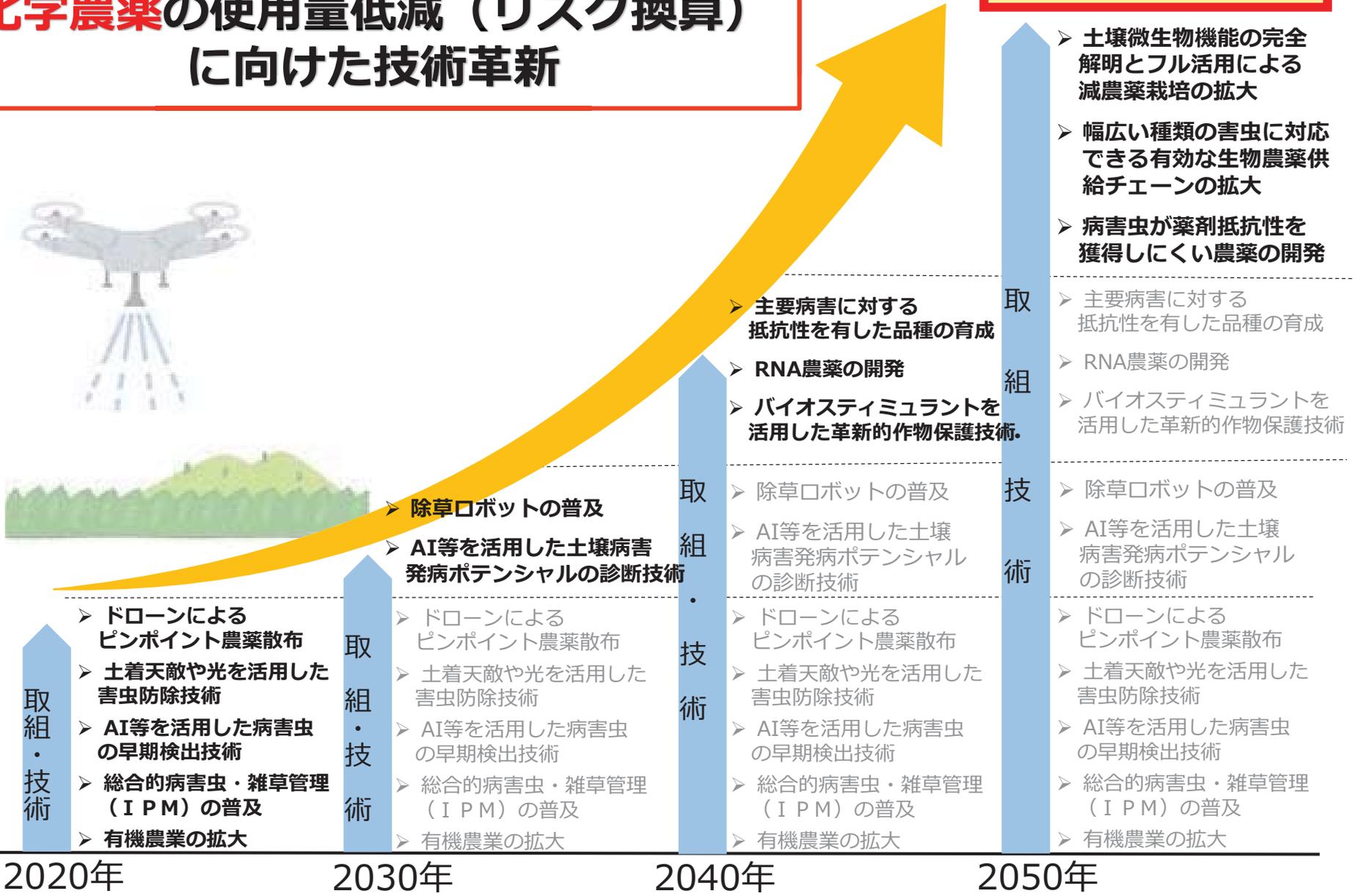
2050年

化学農薬の使用量低減（リスク換算） に向けた技術革新

化学農薬50%低減



26



取組・技術

- ドローンによるピンポイント農薬散布
- 土着天敵や光を活用した害虫防除技術
- AI等を活用した病害虫の早期検出技術
- 総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及
- 有機農業の拡大

取組・技術

- ドローンによるピンポイント農薬散布
- 土着天敵や光を活用した害虫防除技術
- AI等を活用した病害虫の早期検出技術
- 総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及
- 有機農業の拡大

取組・技術

- 除草ロボットの普及
- AI等を活用した土壌病害発病ポテンシャルの診断技術
- ドローンによるピンポイント農薬散布
- 土着天敵や光を活用した害虫防除技術
- AI等を活用した病害虫の早期検出技術
- 総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及
- 有機農業の拡大

取組・技術

- 主要病害に対する抵抗性を有した品種の育成
- RNA農薬の開発
- バイオスティミュラントを活用した革新的作物保護技術
- 除草ロボットの普及
- AI等を活用した土壌病害発病ポテンシャルの診断技術
- ドローンによるピンポイント農薬散布
- 土着天敵や光を活用した害虫防除技術
- AI等を活用した病害虫の早期検出技術
- 総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及
- 有機農業の拡大

2020年

2030年

2040年

2050年

- 土壌微生物機能の完全解明とフル活用による減農薬栽培の拡大
- 幅広い種類の害虫に対応できる有効な生物農薬供給チェーンの拡大
- 病害虫が薬剤抵抗性を獲得しにくい農薬の開発

化学肥料の使用量低減に向けた技術革新

化学肥料30%低減



取組・技術

- ドローンによるピンポイント施肥
- 作物の生育タイミングに合わせた肥効調整型肥料の高度化
- 耕畜連携による環境負荷軽減技術の導入
- 有機農業の拡大

取組・技術

- AI等を活用した土壌診断
- 安価で流通に適した有機質資材（ペレット等）の開発・普及
- J-クレジット制度を活用した堆肥施用の促進
- ドローンによるピンポイント施肥
- 作物の生育タイミングに合わせた肥効調整型肥料の高度化
- 耕畜連携による環境負荷軽減技術の導入
- 有機農業の拡大

取組・技術

- 未利用資源からの高度肥料成分回収技術の確立
- 土壌・作物データを活用したスマート施肥システムの実現
- AI等を活用した土壌診断
- 安価で流通に適した有機質資材（ペレット等）の開発・普及
- J-クレジット制度を活用した堆肥施用の促進
- ドローンによるピンポイント施肥
- 作物の生育タイミングに合わせた肥効調整型肥料の高度化
- 耕畜連携による環境負荷軽減技術の導入
- 有機農業の拡大

取組・技術

- 未利用資源からの高度肥料成分回収技術の確立
- 土壌・作物データを活用したスマート施肥システムの実現
- AI等を活用した土壌診断
- 安価で流通に適した有機質資材（ペレット等）の開発・普及
- J-クレジット制度を活用した堆肥施用の促進
- ドローンによるピンポイント施肥
- 作物の生育タイミングに合わせた肥効調整型肥料の高度化
- 耕畜連携による環境負荷軽減技術の導入
- 有機農業の拡大
- 土壌微生物機能の完全解明とフル活用による無肥料栽培の拡大
- 画期的に肥料利用効率の良いスーパー品種の育種と普及による減肥栽培の拡大

2020年

2030年

2040年

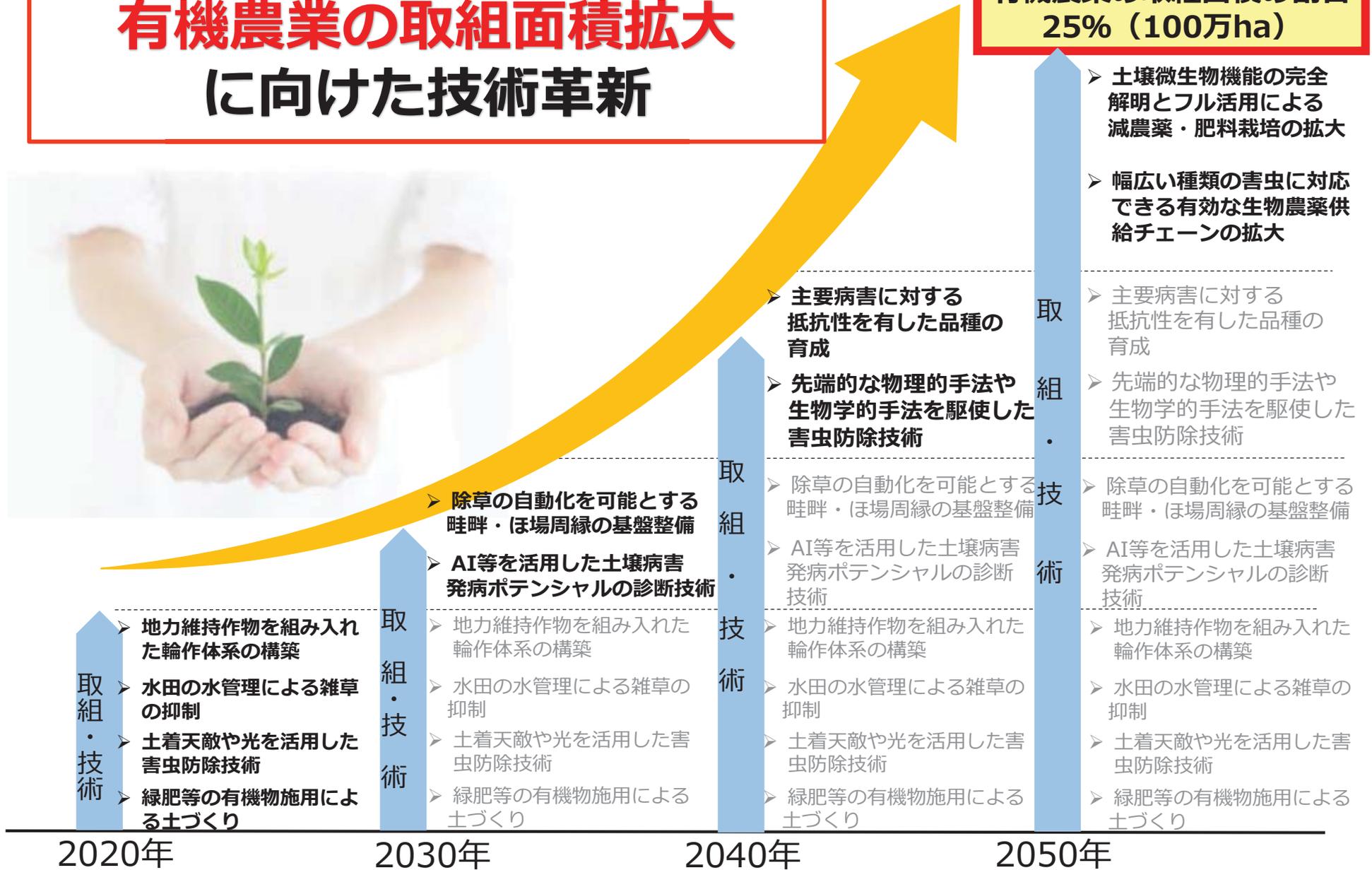
2050年

有機農業の取組面積拡大 に向けた技術革新

耕地面積に占める
有機農業の取組面積の割合
25% (100万ha)



28

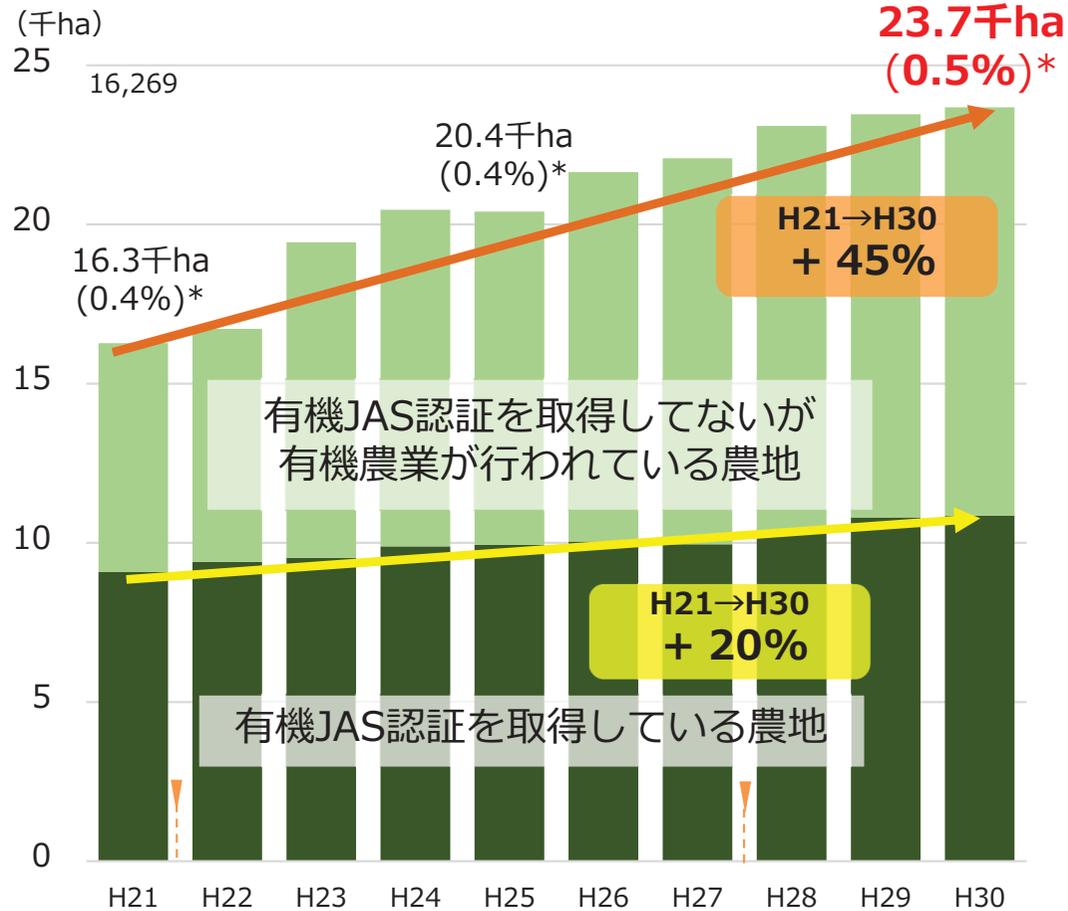


- ▶ 土壌微生物機能の完全解明とフル活用による減農薬・肥料栽培の拡大
- ▶ 幅広い種類の害虫に対応できる有効な生物農薬供給チェーンの拡大
- ▶ 主要病害に対する抵抗性を有した品種の育成
- ▶ 先端的な物理的手法や生物学的手法を駆使した害虫防除技術
- ▶ 除草の自動化を可能とする畦畔・ほ場周縁の基盤整備
- ▶ AI等を活用した土壌病害発病ポテンシャルの診断技術
- ▶ 地力維持作物を組み入れた輪作体系の構築
- ▶ 水田の水管理による雑草の抑制
- ▶ 土着天敵や光を活用した害虫防除技術
- ▶ 緑肥等の有機物施用による土づくり

有機農業の取組面積 ～日本の状況～

- 平成21年から平成30年の間に有機農業の取組面積は45%、そのうち有機JAS認証を取得している農地は20%増加。
- また、総面積は、我が国の耕地面積の0.5%（23.7千ha（H30））という状況。

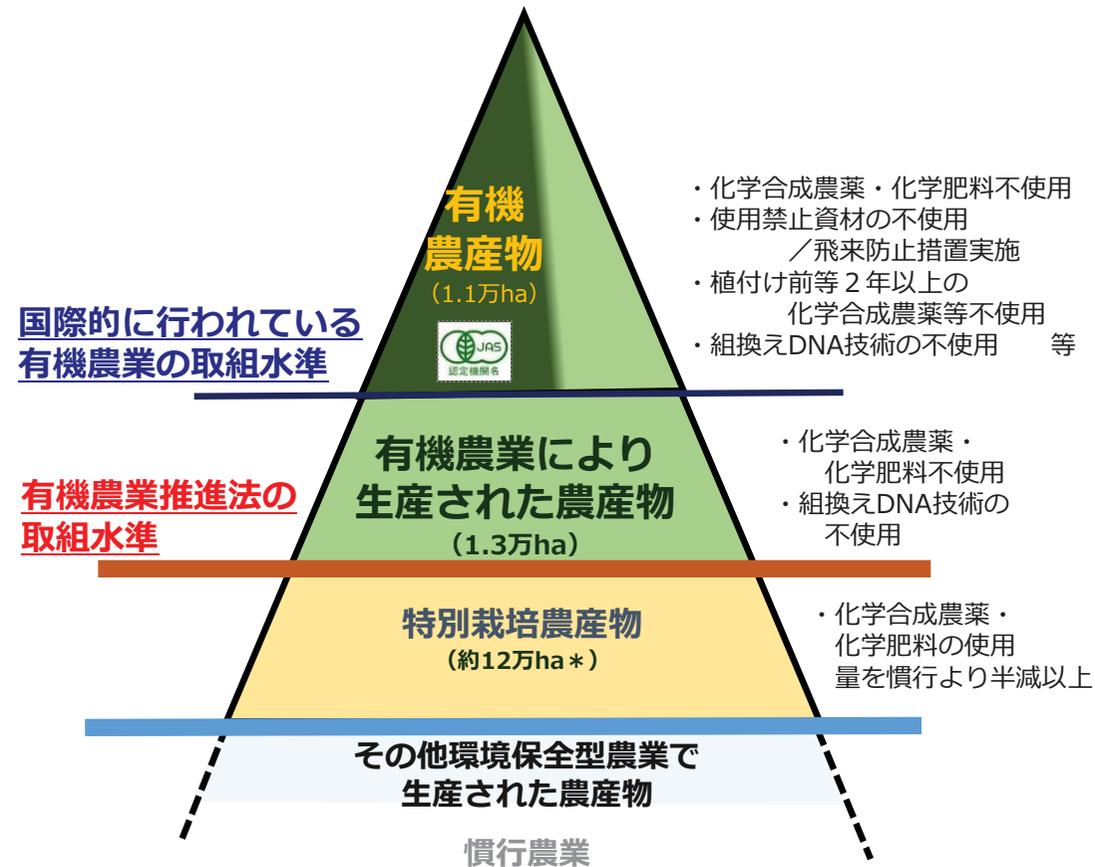
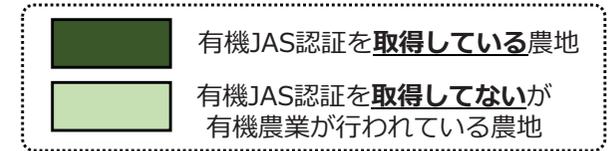
日本の有機農業の取組面積



* () 内の数字は各年度における我が国の耕地面積に占める有機農業取組面積の割合。

※ 有機JAS認証取得農地面積は食品製造課調べ。有機JASを取得していない農地面積は、農業環境対策課による推計（注：有機JASを取得していない農地面積は、H21年、22～26年、27～30年度で調査・推計方法が異なる。また、都道府県ごとにも集計方法が異なる。）

※※ H30年度の有機農業の取組面積にかかる実態調査（農業環境対策課実施）の結果、複数の県で、H27年度以降の「有機JASを取得していない農地面積」が修正されたため、H30年12月より、H27年度以降の有機農業の取組面積合計値を修正。



* 「特別栽培農産物」には、栽培期間中化学合成農薬・化学肥料不使用で栽培される「有機農業で生産された農産物」の一部を含む。なお栽培面積は、都道府県に対する聞き取り等により農業環境対策課調べ。

JAS・JFS規格の認証支援に向けたモデル実証事業

【令和3年度補正予算額 60百万円】

<対策のポイント>

本年10月から実施した有機JAS制度の運用改善効果を実証するため、将来の輸出拡大に向けたステップとして**有機JAS認証取得予定者等の認証取得**を支援します。また、国内外の食品安全レベルの向上及び将来の輸出増大に向けたステップとして**JFS規格の認証取得等**や、**取得促進のためのリモート監査導入**を支援します。

<事業目標>

- オーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業の取組面積を25%まで拡大（2050年まで）
- 日本発食品安全管理規格の普及拡大（5,000件 [2022年まで]）

<事業の内容>

1. 有機JASの認証支援に向けたモデル実証事業 30百万円

有機JAS制度の運用改善効果を実証するため、オーガニック市場の拡大や地域単位の有機農業の取組につながる売り先を確保している者やグループ単位で**申請**を行う者について、**将来の輸出拡大に向けたステップ**として**有機JAS認証申請者等**を支援します。

2. JFS規格の認証支援に向けたモデル実証事業 30百万円

- JFS規格の取得促進に向けたモデル実証及び情報発信への支援
国内外の食品安全レベルの向上及び輸出に向けて中小事業者が段階的に食品安全に取り組むことができるよう、食品工場等における**JFS規格のモデル的認証取得**を支援するとともに、規格・認証等の効果的な普及のため、**セミナーの開催等、情報発信の取組**を支援する。
- リモート監査システム構築に向けた取組への支援
食品工場等におけるJFS規格の取得促進のため、新型コロナウイルス感染の拡大を契機に必要性の高まっているICTを用いた**JFS規格におけるリモート監査導入**に向けた取組を支援します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1の事業) 大臣官房新事業・食品産業部食品製造課基準認証室 (03-6744-7182)
 (2の事業) 大臣官房新事業・食品産業部食品製造課食品企業行動室 (03-3502-5743)

Q1：JAS 規格の認証支援に向けたモデル実証事業とはどのような内容ですか。

(A1) 将来の輸出拡大に向けたステップとして売り先を確保している者や、地域単位の有機農業の取組みに繋がるようグループ認証を取得している者に、有機 JAS 認証(新規又は継続)費のうち半額以内を補助し、また、令和3年10月1日に実施した有機 JAS 制度の運用改善(下記参照)効果を実証するものです。

- 1.グループ認証におけるほ場のサンプリング調査の導入
- 2.登録認証機関が有機 JAS 認証事業者に対して行う実地調査へのリモート調査の導入
- 3.登録認証機関が有機 JAS で使用できる資材と判断した資材リストの農林水産省 HP への公表

Q2：Q1 の有機 JAS 制度の運用改善効果の実証とは、どのようなものですか。

(A2) 補助申請事業者は、補助申請書に含まれる「令和3年10月より開始した有機 JAS 運用改善の効果をはかる調査票」に回答していただきます。なお、本補助申請に、サンプリング調査およびリモート調査、農林水産省 HP 掲載資材の使用など、当該施策の利用の有無は問いません。

Q3：対象になる有機 JAS の種類は、限られていますか。

(A3) 有機農産物、有機加工食品、有機畜産物、有機飼料が対象です。

Q4：「小分け業者」や「輸入業者」も対象になりますか。

(A4) 「生産行程管理者」に限らず、「小分け業者」「輸入業者」も対象です。

Q5：新規認証や定期的調査のほかに、変更・追加の臨時確認調査も対象になりますか。

(A5) 対象です。

Q6：補助対象になる費用は、登録認証機関の会費も含まれますか。

(A6) 入会金、年会費をはじめ JAS マークシール発行費、運営協力費(ロイヤリティー)などに相当する費用は、含まれません。対象になる費用は、交付決定後に実施した有機 JAS 認証のための検査費用、または継続のための調査費用です。詳細は、以下を参照ください。

なお、交付決定は、事業実施主体からの公募が始まった後、実施計画及交付申請書を提出して頂いた後となります。

対象	対象外
<input type="checkbox"/> 認証機関事務費（申請費、書類審査費、判定費、認証書発行費に限る。） <input type="checkbox"/> 検査費 <input type="checkbox"/> 検査報告書作成費 <input type="checkbox"/> 検査員旅費（交通費、宿泊費を含む。） <input type="checkbox"/> JAS 講習会受講費（新規認証事業者が、交付決定後に受講したものに限る。）	<input type="checkbox"/> 入会金 <input type="checkbox"/> 年会費 <input type="checkbox"/> 運営協力費 <input type="checkbox"/> JAS マークシール発行費 <input type="checkbox"/> 認証書英語版発行費 <input type="checkbox"/> 認証事項公表費 <input type="checkbox"/> 年間維持管理費 <input type="checkbox"/> フォローアップ講習会受講費 など

Q7：地方自治体や農林水産省・農産局から有機認証に係る補助を受けていますが、今回の補助事業についても対象ですか。

(A7) 有機認証費用自体の補助を受けている場合は、対象外です。ただし、環境保全型農業直接支払交付金のような支援を受けている場合は、本事業の対象になります。

Q8：交付決定後に検査を受け新規認証を取得し、売り先を確保している者とは、どのような事業者ですか。

(A8) 交付決定後、事業実施期間内に新規認証のための検査および認証通知を受け、認証費

の支払いが完了した有機 JAS 認証取得事業者で、すでに有機品を販売しているまたは有機品の販売計画があり商談中の事業者です。

Q 9：交付決定後に検査を受け新規認証を取得したグループ認証事業者とは、どのような事業者ですか。

(A 9) 交付決定後、事業実施期間内に新規認証のための検査および認証通知を受け、認証費の支払いが完了していることを予定している有機 JAS 認証取得事業者で、生産農家で構成しているグループ単位で認証を取得する計画のある「有機農産物の生産行程管理者」および「有機飼料の生産行程管理者」です。

Q 1 0：交付決定後に定期的調査を受け認証を継続し、売り先を確保している者とは、どのような事業者ですか。

(A 1 0) 交付決定後、事業実施期間内に定期的調査（年に 1 回の定期調査）および認証継続通知を受け、認証継続費の支払いが完了していることを予定している有機 JAS 認証取得事業者で、すでに有機品を販売しているまたは有機品の販売計画があり商談中の事業者です。

Q 1 1：交付決定後に定期的調査を受け認証を継続し、取得したグループ認証事業者とは、どのような事業者ですか。

(A 1 1) 令交付決定後、事業実施期間内に定期的調査（年に 1 回の定期調査）および認証継続通知を受け、認証継続費の支払いが完了していることを予定している有機 JAS 認証取得事業者で、生産農家で構成しているグループ単位で認証を取得している

「有機農産物の生産行程管理者」および「有機飼料の生産行程管理者」です。

Q12：令和3年12月に新規認証のための検査を受け令和4年1月17日に経費を支払い、2月に認証取得しました。補助対象になりますか。

(A12)「JAS・JFS規格の認証支援に向けたモデル実証事業実施要領」第3の2(4)

に基づき、交付決定以前に発生した経費は補助対象経費に含めることはできません。

したがって、令和3年12月の新規認証検査費は、対象になりません。

Q13：認証書の発行が令和4年3月末になりそうですが、認証費用の支払いを済ませそれ以外の書類は全て揃っています。全ての書類が整わないと対象になりませんか。

(A13) 判定が終了している旨及び認証文書が発行できる時期を記載した書面が登録認証

機関から発行されている場合は、対象になります。

Q14：新規の申請を令和4年4月に行う予定ですが、そのための講習会をグループ10名で3月に受講しました。受講費のみを申請することはできますか。

(A14) 受講費のみの申請は対象になりません。

Q15：継続調査のための申請費を令和3年12月に支払い、令和4年2月に実地調査を受けました。継続調査のための申請費、実地検査費は対象になりますか。

(A15) Q12と同様に、交付決定以前に発生した経費は補助対象経費に含めることはでき

ないことから、令和3年12月の継続調査のための申請費は対象になりません。た

だし、交付決定が2月以前である場合はそれ以降に発生した検査費、検査報告書作

成費、検査員旅費等の実地検査費は、補助申請書の提出までに認証継続が決定しす

未確定版：取扱注意

でに支払い済みの場合、対象になります。

有機農業の推進に関する 令和3年度補正予算および 令和4年度予算（概算決定）概要

農林水産省 農産局 農業環境対策課

※ 農産局農業環境対策課が主として執行に関わる事業を掲載しており、品目別対策、施設整備・機械導入、技術開発等々、有機農業にも関連する事業については含めておりません。

有機農業の推進

<対策のポイント>

有機農業は、①農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減させ、さらに生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すなどSDGsの達成に貢献すること、②国内外での有機食品需要の拡大に対し国産有機農産物等の安定供給を図ることが需要に応じた生産供給や輸出拡大推進に貢献することから、その取組拡大を推進します。

○ みどりの食料システム戦略推進総合対策／みどりの食料システム戦略推進緊急対策

地域ぐるみのモデル的先進地区を創出するとともに、関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりを支援

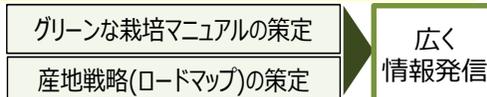
(1) グリーンな栽培体系への転換サポート

それぞれの産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援

- 産地に適した「環境にやさしい栽培技術」、「省力化に資する先端技術」等の検証



- 成果の普及



(2) モデル的先進地区の創出

地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんで推進する取組の試行や体制づくりについて、物流の効率化や販路拡大等の取組と一体的に支援

市町村主導での取組を推進



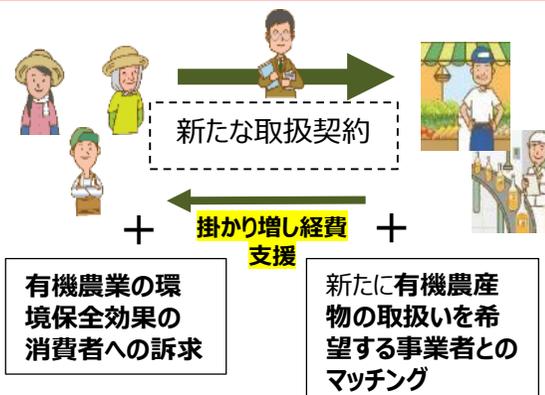
(3) 人材育成や需要喚起等を通じた現場の取組の推進

- 有機農業の拡大に向けた現場の取組を推進するため、
- ① 有機農業指導員の育成・確保
 - ② 新たに有機農業に取り組む農業者の技術習得等による人材育成
 - ③ 農業者等による有機農産物の安定供給体制の構築
 - ④ 事業者と連携して行う需要喚起の取組
- 等を支援



(4) 有機農産物の販路拡大、新規需要開拓の推進

- 有機農産物の販路拡大と新規需要開拓を促進するため、
- ① 有機農産物の新規取扱いに伴う掛かり増し経費を支援
 - ② 有機農業の環境保全効果の消費者への訴求
 - ③ 生産者と事業者とのマッチングを支援



<対策のポイント>

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、それぞれの産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「**グリーンな栽培体系**」への**転換**を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援します。

<事業の内容>

化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業面積の拡大、農業における温室効果ガスの排出量削減を推進するため、農業者、実需者、農薬・肥料メーカー、ICTベンダー、農機メーカー、農業協同組合、普及組織等の地域の関係者が参画する協議会を組織し、**グリーンな栽培体系への転換に向けた以下の取組の検討を支援**します。

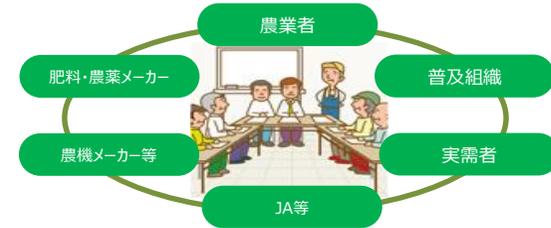
- ① 総合的病害虫管理や生分解性マルチの利用、プラスチックによる環境影響の低減など、**環境にやさしい栽培技術**及び**省力化に資する先端技術等**について、産地に適した技術の**検証**
- ② グリーンな栽培体系の実践に向けた**栽培マニュアルの検討**や、産地内への普及に向けた5年後の**産地戦略（ロードマップ）の策定**
- ③ 産地で策定した栽培マニュアルや産地戦略について、**他産地**や農業協同組合、地方銀行などの**関係機関に広く情報発信**（パンフレット・動画の作成、セミナーの開催等）

<事業の流れ>

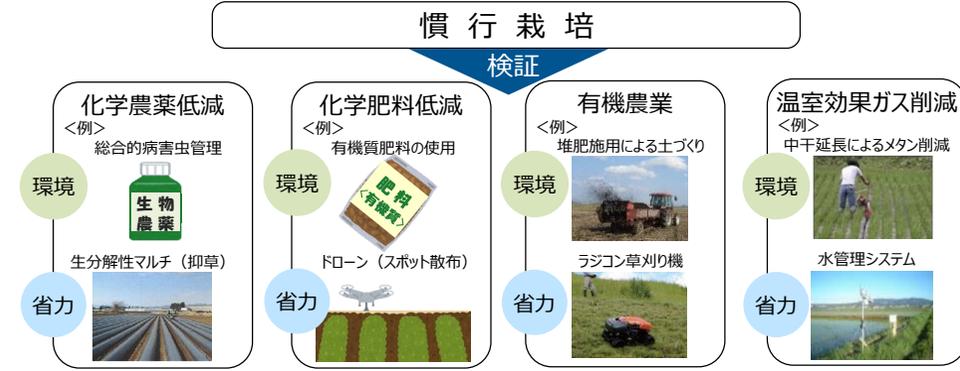


<事業イメージ>

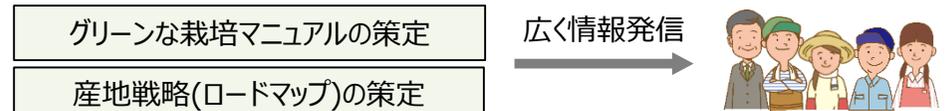
- 産地内の農業者や実需者等の関係者が参画する協議会を組織



- 産地に適した「環境にやさしい栽培技術」、「省力化に資する先端技術」等の検証



- 成果の普及



<対策のポイント>

地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の団地化や学校給食等での利用など、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんで推進する取組の試行や体制づくりについて、物流の効率化や販路拡大等の取組と一体的に支援し、有機農業推進のモデル的先進地区を創出します。

<事業の内容>

1. 先進地区創出に向けた取組試行

有機農業に地域ぐるみで取り組む市町村等において、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんだ取組を推進するため、

- ① 構想の聴取（農業者、事業者、住民、専門家等からの意見の聴取等）
- ② 試行的な取組の実施（団地化、集出荷体制の構築、学校給食での利用、量販店での有機コーナー設置、地場での加工品製造等）
- ③ 実施計画の取りまとめ等を支援。

2. 推進体制構築支援

実施計画に基づく、生産から消費まで一貫した地域ぐるみの取組の継続的な実施に向け、

- ① 推進体制が整うまでの暫定段階の取り組み
- ② 農業者、事業者、地域内外の住民等の関与する推進体制づくり等を支援。

★民間資金の活用を行う場合は支援期間を延長

（関連事業）先進事例の共有

各地の取組を発信し横展開を促す会議等の開催を支援。

（有機農業推進総合対策事業のうち産地間・自治体間連携促進事業において実施）

<1、2の事業の流れ>

定額

定額、1/2以内

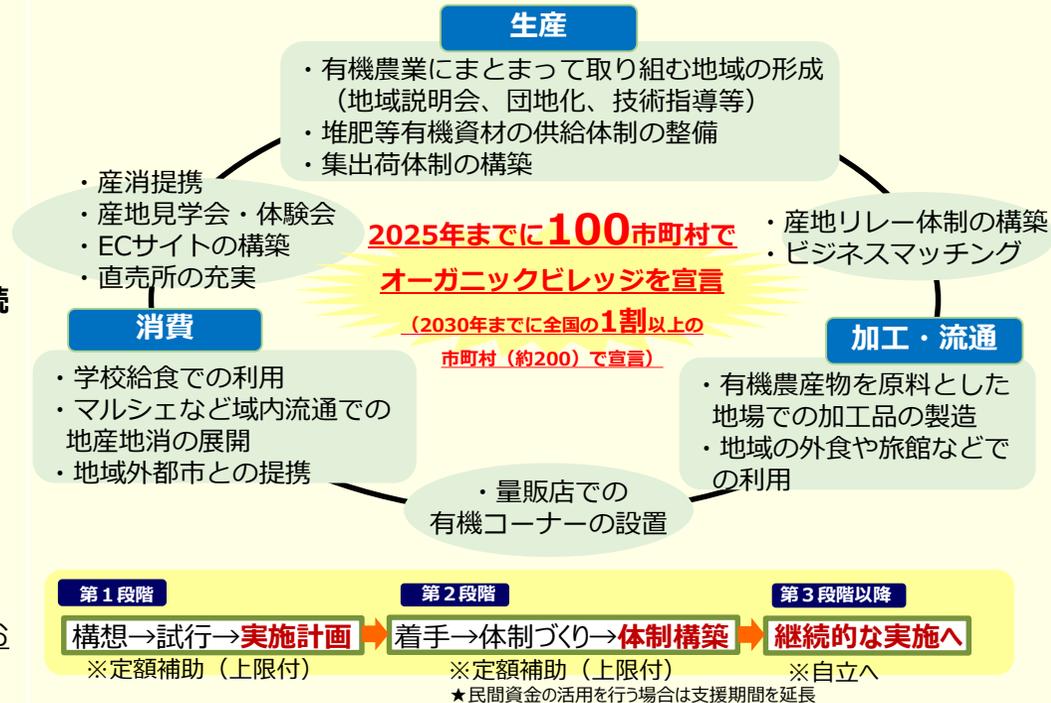
3



<事業イメージ>

□:Q:□での取組を推進

有機農業の生産から消費まで一貫した取組
農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ取組
物流の効率化や販路拡大等の取組と一体的に支援



オーガニックビレッジを中心に、有機農業の取組を全国で面的に展開

＜対策のポイント＞

有機農業の拡大にむけた現場の取組を推進するため、新たに有機農業に取り組む農業者の技術習得等による人材育成、農業者等による現場の先進的な取組の横展開による有機農産物の安定供給体制の構築、国産有機農産物等に関わる新たな市場の創出に向けた事業者と連携して行う需要喚起等の取組を支援します。

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 人材育成

- 有機農業新規参入者技術習得等支援事業
 - ア 新たに有機農業に取り組む農業者に対し、有機JASに関する研修や初回のほ場実地検査を受講・受検する取組や品目別の有機栽培技術の講習会の開催を支援します。
 - イ 新たに有機農業に取り組む農業者が営農しやすい環境を整備するため、協議会等が、複数の耕作放棄地等をまとめて有機JASほ場に転換する試行的取組を支援します。

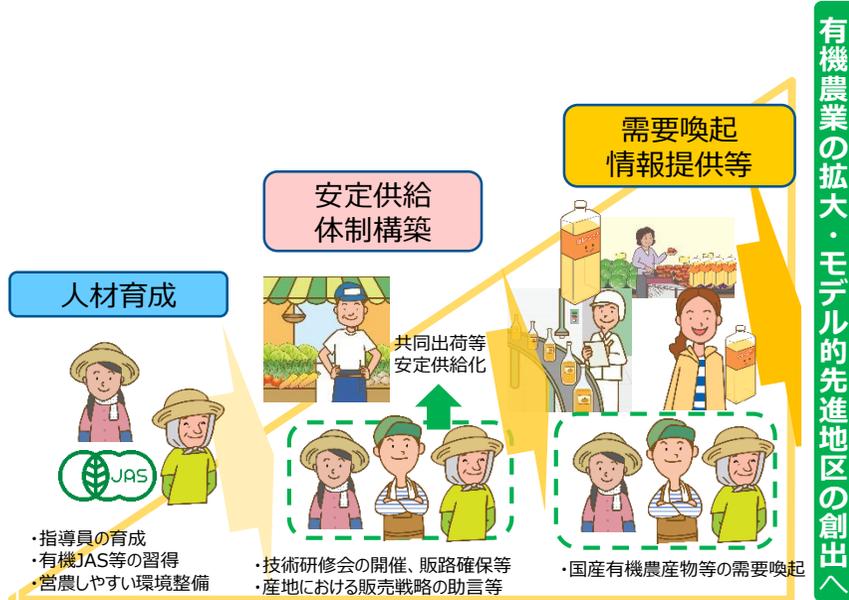
（関連事業）みどりの食料システム戦略推進交付金① 有機農業指導員の育成・確保等を支援

2. 安定供給体制構築

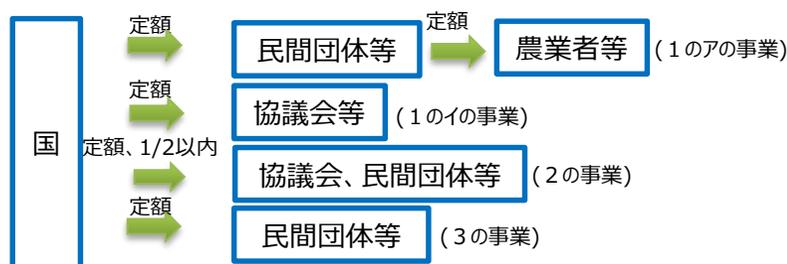
- 有機農産物安定供給体制構築事業
 - 技術研修会の開催、販路確保に向けた取組、生産・出荷拡大に必要な機械のリース導入等を支援するとともに、産地における販売戦略の助言等や雑草対策や流通の効率化などの技術課題の実証、産地や自治体間の連携を促す取組を支援し、有機農産物の安定供給体制の構築を推進します。

3. バリューチェーン構築

- 国産有機農産物等バリューチェーン構築推進事業
 - 国産有機農産物を取り扱う流通、加工、小売等の事業者と連携して行う、国産有機農産物等の消費者需要及び加工需要の喚起の取組を支援します。



＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課 (03-6744-2114)

<対策のポイント>

新たに有機農業に取り組む農業者が、国際水準の有機農業に関する技術的基準等を習得するため、**有機JASに関する研修や初回のほ場実地検査**（有機JAS認証検査）を受講・受検する取組や**品目別の有機栽培技術の講習会**の開催を支援します。
また、これらの者が営農しやすい環境を整備するため、市町村等が、**複数の耕作放棄地等をまとめて有機JASほ場に転換する試行的取組**を支援します。

<事業の内容>

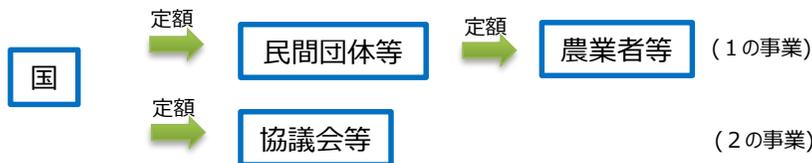
1. 有機農業新規参入者技術習得支援事業

新たに有機農業に取り組む農業者の有機JAS認証の早期取得を促すため、**有機JASの制度や技術的基準に関する研修や初回のほ場実地検査**（有機JAS認証検査）を受講・受検する取組を支援するとともに、**品目別の有機栽培技術の講習会**の開催を支援します。

2. 有機農地集約化試行支援事業

新たに有機農業に取り組む農業者が営農しやすい環境を整備するため、協議会等が、**複数の耕作放棄地等をまとめて簡易的な整備やほ場管理を行い、有機JASほ場に転換**する試行的取組を支援します。

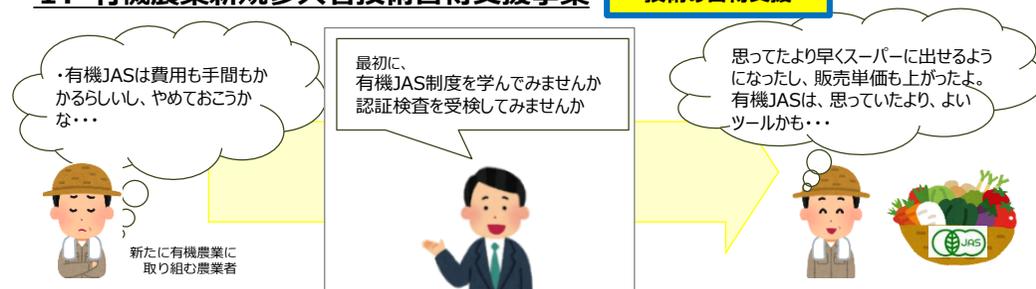
<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 有機農業新規参入者技術習得支援事業

技術の習得支援



2. 有機農地集約化試行支援事業

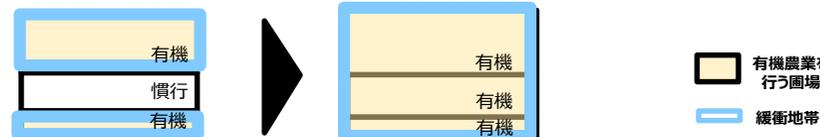
農地の確保に向けた支援

複数の耕作放棄地等をまとめて、有機JASほ場に転換する取組を支援

イメージ1 耕作放棄地を有機JASほ場に転換することで、地域の再生に！



イメージ2 有機農業の農地をまとめることにより、必要な緩衝帯を削減。



有機農産物安定供給体制構築事業

【令和4年度予算概算決定額 837（-）百万円の内数】

<対策のポイント>

農業者等による現場の先進的な取組の横展開を推進するため、**技術研修会の開催**、**販路確保に向けた取組**、**生産・出荷拡大に必要な機械のリース導入**等を支援するとともに、**産地における販売戦略の助言等**や雑草対策や流通の効率化などの**技術課題の実証**、**産地や自治体間の連携を促す取組**を支援し、有機農産物の**安定供給体制の構築**を推進します。

<事業の内容>

1.オーガニック産地育成事業

農業者等による現場の先進的な**取組の横展開**を推進するため、

- ① 栽培や経営に関する**技術研修会の開催等**
- ② 産地への実需者の招へいや学校給食関係者との打合せ等を含む新たな**販路確保に向けた取組**
- ③ **生産・出荷拡大に必要な機械のリース導入**等を支援します。

2.全国推進事業

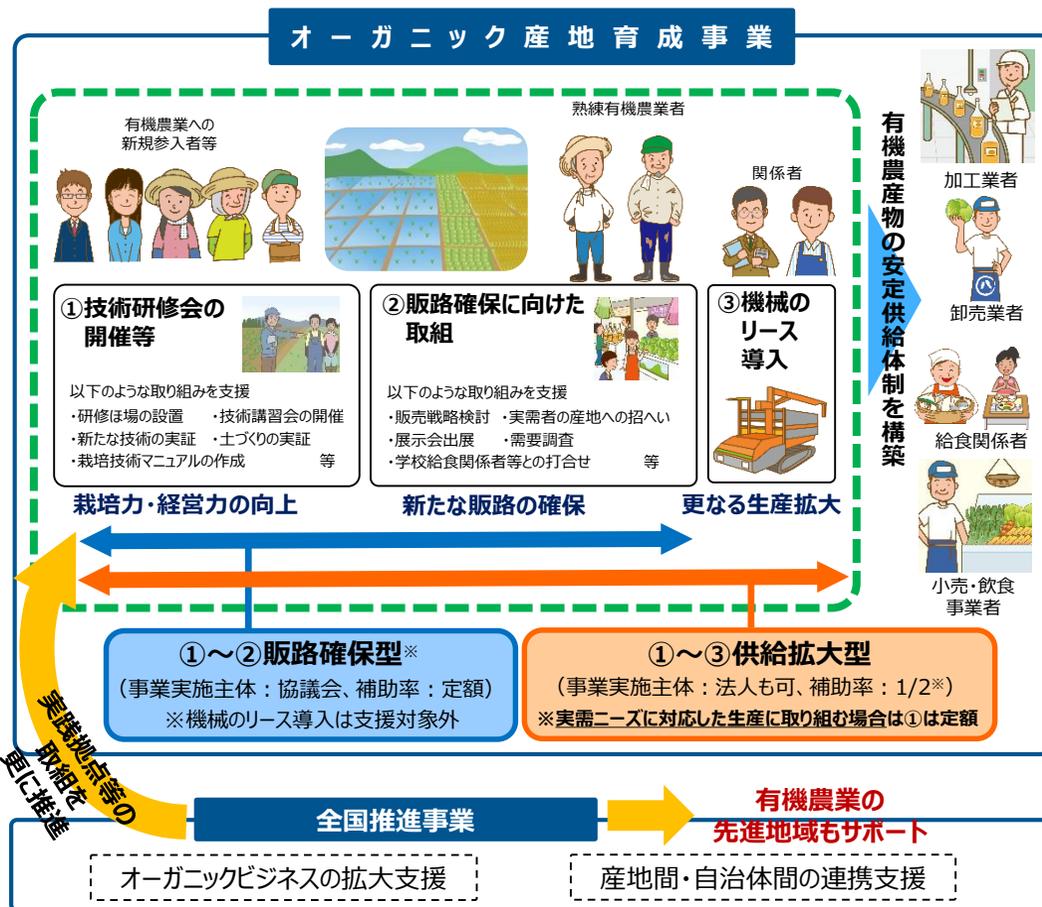
以下の取組を支援し、**有機農産物の安定供給体制の構築**を更に推進します。

- ① **オーガニックビジネス拡大支援事業**
産地における**販売戦略の企画・提案・助言**を行う**オーガニックプロデューサーの派遣等**の取組を支援。
- ② **産地間・自治体間連携支援事業**
雑草対策や**流通の効率化**などの**生産・流通技術課題への対応実証**及び**産地や自治体間（モデル的先進地区を含む）の連携を促す取組**を支援。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



＜対策のポイント＞

国産有機農産物等に関わる新たな市場を創出していくため、これらを取り扱う流通、加工、小売等の事業者と連携して行う、国産有機農産物等の消費者需要及び加工需要を喚起の取組を支援します。

＜事業の内容＞

1. 国産有機サポーターズ活動推進事業

国産の有機食品に対する消費者のニーズを喚起するため、国産有機農産物等を取り扱う小売等の事業者（国産有機サポーターズ）と連携して行う、事業者への啓発や取組事例集作成等の取組を支援します。

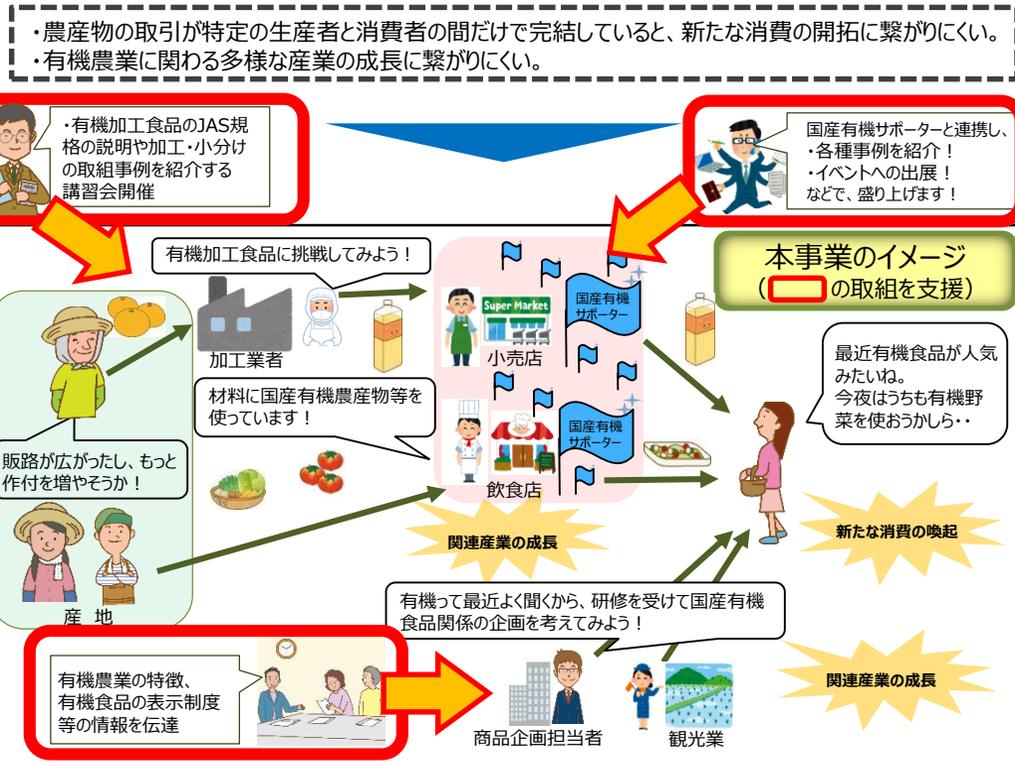
2. 国産有機加工食品バリューチェーン構築推進事業

国産有機農産物の加工需要を拡げるため、有機加工食品のJAS規格の説明や加工・小分け等の事例を紹介する講習会の開催等を支援します。

3. 実需者等理解増進活動支援事業

事業者からの情報発信を通じ有機農業に対する消費者等の理解を促すため、有機農業や有機食品に関わる多様な民間事業者に対し、有機農業や有機食品、表示制度等の研修等を行う取組を支援します。

＜事業イメージ＞



・農産物の取引が特定の生産者と消費者の間だけで完結していると、新たな消費の開拓に繋がりにくい。
 ・有機農業に関わる多様な産業の成長に繋がりにくい。

＜事業の流れ＞



・国産有機農産物等を扱う事業者の取組喚起と理解増進
 ・消費者需要や加工需要の増大

＜対策のポイント＞

みどりの食料システム戦略に基づき、有機農産物の販路拡大・新規需要開拓を促進します。

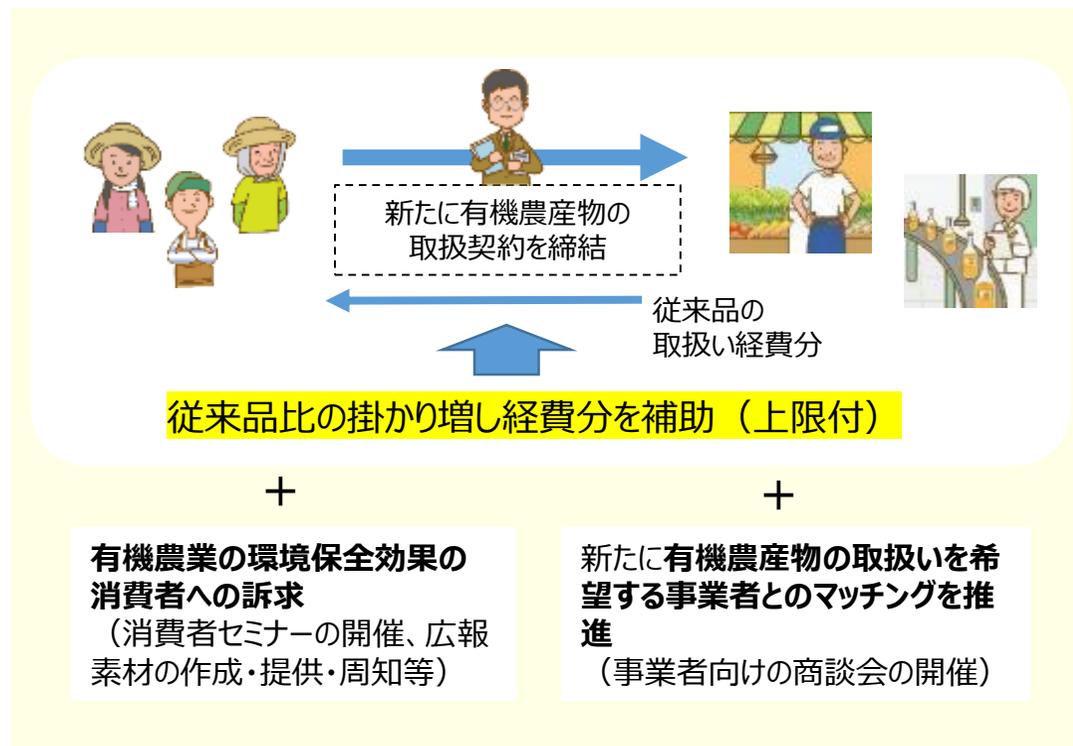
＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 有機農産物の取扱い促進事業

有機農産物の試行的な取扱いを支援し、有機農産物の販路拡大と新規需要開拓を促進。

- ① 有機農産物の販路拡大推進
 有機農産物の新規取扱いに伴う掛かり増し経費を支援
- ② 推進活動費
 有機農業の環境保全効果の消費者への訴求、及び、有機農業に取り組む生産者と新たに有機農産物の取扱いを希望する事業者とのマッチングを推進



＜事業の流れ＞



・環境保全効果を有する有機農業で生産された農産物の需要を喚起
 ・事業者には有機農産物の取扱いを促し、有機農産物の多様な販路を新たに確保

日本型直接支払のうち 環境保全型農業直接支払交付金

【令和4年度予算概算決定額 2,650 (2,450) 百万円】

<対策のポイント>

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動**を支援します。

<事業目標>

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

<事業の内容>

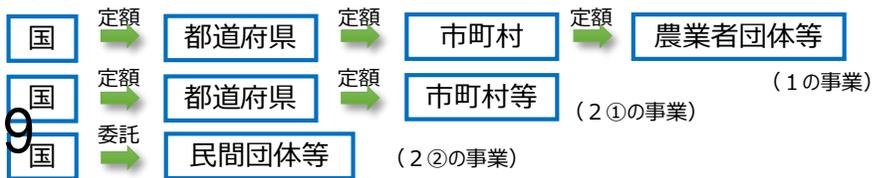
1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,537 (2,360) 百万円

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 対象となる農業者の要件
 - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
 - イ 持続可能な農業生産に向けた研修の受講と自己点検に取り組むこと
 - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと
- ③ 支援対象活動
 - 化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動**
- ④ 取組拡大加算（令和4年度拡充事項）
 - 有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動への支援を拡充

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金等 113 (90) 百万円

- ① 環境保全型農業直接支払推進交付金 104 (81) 百万円
 - 都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援します。
- ② 環境保全型農業効果調査事業委託費 9 (9) 百万円
 - 本交付金の効果の検証に必要な調査・分析を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【支援対象取組・交付単価】

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

▶ 全国共通取組 国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業 業 注1)	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000円
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合注2) に限り、2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円
	堆肥の施用	4,400円
	カバークロープ	6,000円
	リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)	5,400円 (3,200円)
	草生栽培	5,000円
	不耕起播種注3)	3,000円
	長期中干し	800円
	秋耕	800円



注1) 国際水準の有機農業を実施していることが要件となります。有機JAS認証取得を求めものではありません。
 注2) 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。
 注3) 前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種機により播種を行う取組です。

▶ 地域特認取組 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組（冬期湛水管理、炭の投入等） ※交付単価は、都道府県が設定します。

【取組拡大加算】（令和4年度拡充事項）

有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援
 <交付単価> 4,000円/10a

- ❖ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。
- ❖ 配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課 (03-6744-0499)

<対策のポイント>

国際的に市場規模・取引量が拡大している中、輸出の機会を逸さないよう**有機JAS認証及びGAP認証の取得や商談の実施等**を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業

77百万円

① 有機JAS認証取得等支援

有機農畜産物・加工品等の輸出拡大に向け、**農業者等による有機JAS認証の取得や、輸出向け商談、商品開発、有機以外の農産物等の混入防止に必要な農業機械リース等の取組**を支援します。

② GAP認証取得等支援

農産物の輸出拡大に向け、**農業者等によるGAP認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP等）の取得や、輸出向け商談、認証取得に必要な農業機械リース等の取組**を支援します。

③ 情報発信セミナー開催支援

有機JAS認証やGAP認証取得による輸出事例等を発信するセミナー開催を支援します。

1. 有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業



認証取得、商談の実施等により海外との取引先確保

2. GAP認証審査体制強化支援事業

10百万円

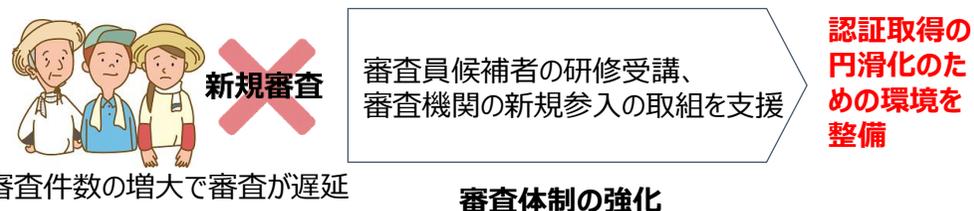
① GAP認証審査員育成支援

GAP認証取得拡大のボトルネックとなっているGAP認証審査員の確保に向け、**審査員候補者の研修受講**を支援します。

② GAP認証審査機関新規参入支援

GAP認証審査体制の強化に向けて、審査機関として参入を目指す事業者の**認定審査の受審**を支援します。

2. GAP認証審査体制強化支援事業



審査件数の増大で審査が遅延

審査体制の強化

<事業の流れ>

定額
定額 (3/4相当)
1/2



【お問い合わせ先】

(1の事業) 農産局農業環境対策課有機農業推進班 (03-6744-2114)
(2の事業) GAP推進グループ (03-6744-7188)

環境にやさしい農業に取り組みませんか？

令和4年度 環境保全型農業直接支払交付金

環境保全型農業直接支払交付金では、農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援しています。

取組要件・支援内容

対象者（申請主体）

- ・ 農業者の組織する団体（本交付金の対象活動に取り組む農業者が2名以上いることが必要です）
または
- ・ 一定の条件を満たす農業者（個人・法人）

※詳細は農林水産省HPをご参照ください。

支援対象となる農業者の要件

本交付金の支援対象となるには以下の要件を満たす必要があります

- ・ 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- ・ みどりのチェックシートに定められた取組を実施していること（詳細は裏面参照）
- ・ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解増進に係る活動等）に取り組むこと

対象活動・交付単価

化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組とあわせて行う以下の対象活動に対して支援を行います。

全国共通取組		交付単価 (円/10a)	地域特認取組	交付単価 (円/10a)
有機農業 <small>注1)</small>	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000円	地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組 (例：冬期湛水管理、炭の投入等)	都道府県が設定
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合 ^{注2)} に限り、2,000円を加算。			
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円		
	堆肥の施用	4,400円		
	カバークロープ	6,000円		
	リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)	5,400円 (3,200円)		
	草生栽培	5,000円		
	不耕起播種 ^{注3)}	3,000円		
	長期中干し	800円		
	秋耕	800円		
			取組拡大加算 NEW!	交付単価 (円/10a)
			農業者団体による、有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けた技術指導等の活動（裏面参照）	新規取組面積あたり 4,000円

注1) 国際水準の有機農業を実施していることが要件となります。有機JAS認証取得を求めるものではありません。

注2) 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。

注3) 前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種機により播種を行う取組です。

※本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

※配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

活動の流れ

6月末まで
事業計画等の提出

対象活動の実施

1月末まで
実施状況報告書等の提出

※取組や都道府県・市町村により、一部異なる場合があります。

詳細な取組要件やスケジュール等は、取組を行う農地が所在する市町村にご確認をお願いします

令和4年度の変更内容

令和4年度予算は、通常国会での審議を経て成立するものであるため、今後、下記内容について変更が生じる可能性があります。

1. 事業要件の一部変更（みどりのチェックシートによる持続可能な農業生産の実施）

本交付金では、これまで「国際水準GAPの実施」としていた事業要件を、みどりの食料システム戦略を踏まえ、「持続可能な農業生産に係る取組を実施すること」に変更することとしています。実施すべき持続可能な農業生産に係る取組を定めた「みどりのチェックシート」に基づいて、自身の農業生産活動を点検していただく必要があります。

令和4年度からの事業要件 ①～③のすべてを実施していただく必要があります

- ① **持続的な農業生産活動に関する研修の受講（以下のいずれか）**
 - ・地方公共団体等が主催する対面研修（GAP指導員等による研修）
 - ・農林水産省が提供するオンライン研修
- ② **みどりのチェックシートに定められた持続可能な農業生産に係る取組の実施**
取組項目：化学合成農薬の使用量の低減、化学肥料の使用量の低減、温室効果ガス・廃棄物の排出削減、農作業安全
- ③ **実施した取組について、みどりのチェックシートを用いて点検・提出**
 - ・実施項目をチェックし実施状況報告書等と併せて提出
 - ・各取組を行ったことを証明する書類等を必要に応じて保管※GAP指導員等による抽出検査の際に提示を求められることがあります。



燃費を良くしてCO2削減！シートベルトもしっかり着用！

チェックシートは全項目のチェックが必要です

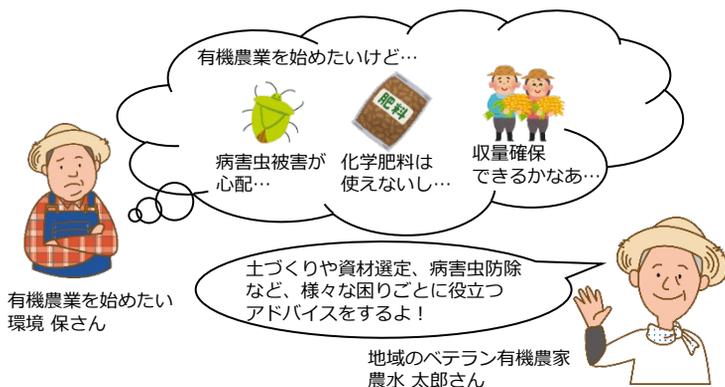


2. 有機農業の取組拡大に向けた支援（取組拡大加算の新設）

新たに有機農業に取り組む農業者の円滑な取組開始・定着においては、地域の既存の有機農業者からの技術面でのサポートが重要です。このため、有機農業の拡大に向けて、以下の加算措置を新設します。

対象活動・交付単価

- 本交付金を受給している農業者団体が、令和4年度から新たに有機農業の取組を開始する同一団体内の農業者に対して行う、指導・助言・相談対応の活動
※指導等を行う農業者と指導を受ける農業者の双方が、令和4年度に有機農業の取組（そば等雑穀、飼料作物以外の取組に限る）を実施する必要があります。
- 活動を行った農業者団体に対して **指導等によって増加した新規取組面積×4,000円/10a** を支援



3. 電子申請の開始

農林水産省共通申請サービス（eMAFF）による本交付金の電子申請を令和4年度から開始します。電子申請には、デジタル庁が提供するgBizIDの取得が必要となりますので、農業者団体又は法人名でアカウントを取得してください。

※現在、電子申請を利用可能な市町村は限られますので、eMAFFの利用可否を事前にご確認ください。



gBizIDの詳細はこちら

農林水産省 農産局 農業環境対策課

☎ 03-6744-0499

🔍 検索 環境保全型農業直接支払

http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html

農林水産省

